

お客様各位

2012年 5月14日

会社清算手続終了のお知らせ

これまで全国共通「文具券」をご愛顧いただき、誠に有り難うございました。

弊社は、2011年6月2日に解散し、以降、清算手続に伴い、全国共通「文具券」の債権申出を受け付けてまいりましたが、2012年5月1日をもって、清算手続を結了いたしましたので、お知らせいたします。

弊社は、2010年11月、お客様がお持ちの全国共通「文具券」について、利用期限（2010年12月31日）のご案内を新聞全国紙、全国加盟店店頭及び弊社ホームページ等に掲載いたしました。

その後、弊社は、「資金決済に関する法律第20条第1項」及び「前払式支払手段に関する内閣府令第41条」の規定に基づき、2011年1月12日から2011年3月13日までの間、払戻しのお申出受付を行いました。

そして、弊社は、2011年6月2日付で解散して、会社法に基づく清算手続を開始し、当該清算手続に伴い、2011年6月13日から2011年9月16日までの間、債権のお申出受付を行いました。

この間、資金決済法や会社法に定められている新聞公告、全国加盟店での案内掲示、弊社及び関係先ホームページのご案内、新聞全国紙広告出稿、テレビ局・新聞社をはじめとする報道各社からの取材に対し積極的かつ真摯に対応することにより記事掲載に努めるなど、広くご案内に努めてまいりました。

以上のとおり、弊社は、2011年1月以降、払戻しや債権申出の受付を行ってまいりましたが、誠に遺憾ながら、この度の清算手続の結了により、会社が消滅いたしましたので、払戻し等の受付を行うことができません。長年にわたり、文具券をご愛顧いただき誠に有難うございました。

何卒、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

全国共通「文具券」をお持ちのお客様には、多大なご迷惑をお掛けいたしますこととお詫び申し上げます。

なお、ご不明な点等ございましたら、下記問合せ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

日本文具振興株式会社

お問合せ先 Tel.03-3864-6090

お問合せ時間：月～金 11時～16時（祝日及び年末年始を除く）

お客様各位

2011年9月17日

お知らせ

これまで全国共通「文具券」をご愛顧いただき、誠に有り難うございました。

弊社は、2011年6月2日に解散し、以降、清算手続に伴い、全国共通「文具券」の債権申出を受け付けてまいりましたが、2011年9月16日をもって、債権申出期間が終了いたしましたので、お知らせいたします。

弊社は、2010年11月、お客様がお持ちの全国共通「文具券」について、利用期限（2010年12月31日）のご案内を新聞全国紙、全国加盟店店頭及び弊社ホームページ等に掲載いたしました。

その後、弊社は、「資金決済に関する法律第20条第1項」及び「前払式支払手段に関する内閣府令第41条」の規定に基づき、2011年1月12日から2011年3月13日までの間、払戻しのお申出受付を行いました。

そして、弊社は、2011年6月2日付で解散して、会社法に基づく清算手続を開始し、当該清算手続に伴い、2011年6月13日から2011年9月16日までの間、債権のお申出受付を行いました。

この間、資金決済法や会社法に定められている新聞公告、全国加盟店での案内掲示、弊社及び関係先ホームページのご案内、新聞全国紙広告出稿、テレビ局・新聞社をはじめとする報道各社からの取材に対し積極的かつ真摯に対応することにより記事掲載に努めるなど、広くご案内に努めてまいりました。

以上のとおり、弊社は、2011年1月以降、払戻しや債権申出の受付を行ってまいりましたが、誠に遺憾ながら、2011年9月16日までに債権のお申出をされなかったお客様につきましては、会社法の規定に基づき、弊社の清算手続から除斥されることとなります。

除斥されたお客様は、全国共通「文具券」をお持ちであっても、弁済は受けられませんので、何卒、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

全国共通「文具券」をお持ちのお客様には、多大なご迷惑をお掛けいたしますことをお詫び申し上げます。

なお、ご不明な点等ございましたら、下記問合せ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

■お問合せ先 日本文具振興株式会社

Tel.03-3866-1601

お問合せ時間：月～金 10時～17時（祝日及び年末年始を除く）

全国共通『文具券』債権申出受付のご案内

平素は全国共通『文具券』をご愛顧いただき、誠に有り難うございます。
 日本文具振興株式会社発行の全国共通『文具券』は、2010年10月31日をもって発行を終了し、全国加盟店でのご利用も2010年12月31日をもって終了させていただいております。
 これに伴ってお客様がお持ちの全国共通『文具券』について、2011年1月12日から2011年3月13日までの間、「資金決済に関する法律第20条第1項」及び「前払式支払手段に関する内閣府令第41条」の規定に基づき、払戻しのお申出受付を行いました。
 上記のとおり、同法令に基づく払戻しのお申出受付期間は終了し、弊社は現在、清算手続に入っております。
 2011年3月14日以降、全国共通『文具券』の未使用券をお持ちのお客様には、下記のとおり、債権の申出を受けいたしますので、期間内にお申出くださいますようお願い申し上げます。

■対象となる全国共通『文具券』について

- 日本文具振興株式会社発行の全国共通『文具券』500円券 旧券(無期限のもの)の未使用券
- 日本文具振興株式会社発行の全国共通『文具券』500円券 各新券(下記、有効期限のもの)の未使用券
 2011年12月31日期限、2012年12月31日期限、2013年12月31日期限。
 ※2009年3月31日期限、2009年12月31日期限、及び2010年12月31日期限のものは、未使用券であっても期限切れのため対象となりません。

債権申出期間

2011年6月13日(月)から2011年9月16日(金)当日消印有効

※この期間にお申出がないときは、清算手続から除外されますので十分ご注意ください。

■お申出方法

加盟店に設置してあります「債権申出書」に必要事項（(1)お客様のご住所・ご連絡先等 (2)未使用券の番号・枚数及び金額 (3)弁済金の振込先金融機関口座等 ※日本国内にある本店・支店に限りです。）をご記入のうえ、必ずお手持ちの全国共通『文具券』（上記対象となる全国共通『文具券』に限りです。）の未使用券を同封して、ご郵送ください。「債権申出書」は、弊社ホームページ上にも掲載しておりますのでご利用ください。

■弁済の方法

「債権申出書」の記載に不備がない場合、お客様が「債権申出書」にご記入された金融機関のご指定口座へ、振り込み手数料は弊社負担にて未使用券の額面を弁済いたします。なお、「債権申出書」の郵送に係る送料分として、80円を弁済金に加算してお振り込みいたします。

■期間外のお取り扱いについて

上記に記載する申出期間内に「債権申出書」をご送付いただけない全国共通『文具券』の未使用券につきましては、清算手続から除外されますので十分ご注意ください。

- 弁済期日の目安、債権申出ができない場合、及び送付先等詳しくは、「債権申出書」に記載の「債権申出要領」をご覧ください。

全国共通『文具券』をお持ちのお客様には、ご不便をお掛けいたしますことをお詫び申し上げます。

対象となる全国共通『文具券』



●旧券(無期限のもの)



●各新券(有効期限のあるもの)

債権申出用『文具券』送付先：

〒060-8694

郵便事業株式会社 札幌支店 私書箱第 207号 日本文具振興株式会社 宛

■お問合せ先

日本文具振興株式会社 東京都台東区浅草橋1丁目3番14号 社団法人全日本文具協会内

一般路線からのご利用は(通話料無料)

携帯電話・PHS・IP電話等からのご利用は(通話料有料)

0120-613-317

0570-057-100

お問合せ時間：10時～17時

ホームページ <http://www.bungu-ken.co.jp>

全国共通
文具券

お客様各位

2011年 1月

全国共通「文具券」をお持ちのお客様へ 全国共通「文具券」払戻しのご案内

平素は、弊社全国共通「文具券」をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。弊社はこのたび、全国共通「文具券」事業を廃止し、これに伴ってお客様がお持ちの全国共通「文具券」について、「資金決済に関する法律第20条第1項」及び「前払式支払手段に関する内閣府令第41条」の規定に基づき、払戻しを行うことといたしました。下記、全国共通「文具券」の未使用券をお持ちのお客様は、期間内に払戻しのお申出をいただきますようお願い申し上げます。

払戻しの対象となる全国共通「文具券」について

- 日本文具振興株式会社発行の全国共通「文具券」500円券 旧券(無期限のもの)の未使用券
- 日本文具振興株式会社発行の全国共通「文具券」500円券 各新券(下記、有効期限のもの)の未使用券
2011年12月31日期限、2012年12月31日期限、2013年12月31日期限。

※ 2009年3月31日期限、2009年12月31日期限、及び2010年12月31日期限のものは、未使用券であっても期限切れのため払戻しの対象となりません。

払戻しのお申出期間

2011年1月12日(水)から2011年3月13日(日) 当日消印有効

払戻しのお申出方法

加盟店に設置してあります「払戻申込書」に必要事項((1)お客様のご住所・ご連絡先等(2)未使用券の番号・枚数及び金額(3)払戻金の振込先金融機関口座等 ※日本国内にある本店・支店に限ります。)をご記入のうえ、必ずお持ちの全国共通「文具券」(上記対象となる全国共通「文具券」に限ります。)の未使用券を同封して、ご郵送ください。「払戻申込書」は、弊社ホームページ上にも掲載しておりますのでご利用ください。

払戻金のお支払方法

「払戻申込書」の記載に不備がない場合、お客様が「払戻申込書」にご記入された金融機関のご指定口座へ、振り込み手数料は弊社負担にて未使用券の額面を払戻しいたします。なお、「払戻申込書」の郵送に係る送料分として、80円を払戻金に加算してお振り込みいたします。

期間外のお取り扱いについて

上記に記載する申出期間内に「払戻申込書」をご送付いただけない全国共通「文具券」の未使用券につきましては、当該払戻手続きにおいて、払戻しを行うことができませんのでご注意ください。

- 払戻の方法、払戻しができない場合、及び送付先等詳しくは、「払戻申込書」に記載の「払戻申込要領」をご覧ください。

対象となる全国共通「文具券」

- 旧券(無期限のもの)



- 各新券(有効期限のあるもの)



日本文具振興株式会社 東京都台東区浅草橋1丁目3番14号 社団法人全日本文具協会内

一般回線からのご利用は(通話料無料)



0120-613-317

お問合せ時間: 10時~17時

携帯電話・PHS・IP電話等からのご利用は(通話料有料)



0570-057-100